

# 不利益処分の処分基準

(整理番号：121405)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第13条第5項（自動車運転代行業約款） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第3条（公衆の閲覧の方法） ③ 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第1条
2. 不利益処分の概要	約款自動公衆送信措置義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準  自動車運転代行業者は、自動車運転代行業約款を定め、または変更したときは、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 随伴自動車の台数が1台以下である場合</li><li>・ 管理するウェブサイトを持していない場合</li></ul> のいずれかに該当する場合を除き、当該自動車運転代行業約款をウェブサイトに掲載しなくてはならない。  したがって、随伴用自動車の台数が1台を超えており、管理するウェブサイトを有している場合に、ウェブサイトに自動車運転代行業約款を掲示していない場合は違反行為となる。	
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ